公益社団法人埼玉県鍼灸師会 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県鍼灸師会(以下「本会」という。)の定款第 31条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(定義等)

- **第2条** この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1 3号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利・益であって、その名称 のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、旅費雑費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
 - (4)上記のうち旅費雑費とは、公共交通機関が利用できない場合のタクシー代金、 半日を超える出役業務の際に発生する食事代などをいう。同経費は 5000 円を上 限とし、出金には理事会の承認を必要とする。

(報酬の支給)

第3条 役員は、無報酬とする。

(通勤費の支給)

第4条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払う。

(費用の支給)

第5条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し又は負担した費用については、 これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するもの については前もって支払うものとする。

(費用の支給方法)

第6条 費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融 機関口座に振り込むことができる。 理事及び監事に対する報酬等の支給基準を記載した書類

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。